

日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが高めて大きいとき。

- (カ) お客様が暴乱団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - (キ) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - (ク) お客様が誹謗を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (3) 当社は、(1) により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（または申込金）から違約料を引き引いて払い戻します。(2) により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（または申込金）の全額を払い戻します。

15. 当社の解除権－旅行開始後

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- (ア) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (ウ) お客様が暴乱団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (エ) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (オ) お客様が誹謗を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (カ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果および払い戻し
- (ア) (1) により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
- (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払ひまたはこれらを支払うべき取送料、運送料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第1 0項、第1 2項、第1 3項(2)、第1 4項及び第1 5項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたとき、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、滅菌又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して3 0日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第2 0項又は第2 4項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 契約解除後の帰路手配

当社は、第19項(イ)または(カ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行に対する暴力、解散地等に居るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担となります。

18. 旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
- (イ) 前号の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずともなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めること。
- (2) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものであるときは、当該措置に要した費用はお客様の負担としますが、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。
- (3) ①の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員または現地において当社が手配を代行させるもの（以下「手配代行者」といいます）が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社（現地係員または手配代行者等を含みます）の連絡先を確定書面（最終日程表）に明示します。
- (5) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社（現地係員または手配代行者等を含みます）の連絡先を確定書面（最終日程表）に明示します。
- (6) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。
- (7) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします

19. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社（添乗員、現地係員または手配代行者等を含みます。）の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

20. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったとき限りります。また、手荷物については

生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては12日以内に当社に対して通知があったとき限り、お客様およびとりつき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(2) お客様が、以下に所記するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被られたときは、当社はお客様が被った(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

- (ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (エ) 自由行動中の事故
- (オ) 食中毒
- (カ) 盗難
- (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更、経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

21. 特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を受けたときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金額は、通院見舞金と通院外費により海外旅行2万円～40万円、国内旅行1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、死亡補償金として、海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円、また、所有の荷回りに損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品にかけた損害補償金は、旅行者1名につき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償いたしません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の過失によるために発生した際、無免許もしくは消滅した運転、疾病等のほか、募集型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスパイダイビング、ハンズグラブライアー搭乗、超軽動力機（モーターボート、グライダー、マイクラフト、カイトラフター機）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、4条および第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているとときは、この限りではありません。
- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われないう旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害等について補償が支払われない旨を明示した場合作りに、募集型企画旅行参加中止といたします。
- (4) (1)の損害については、第18項(1)の規定に基づき責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部（または全部）に充当します。当社が本項(1)による補償金支払義務と第19項により損害賠償義務を並重に負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします

22. オプションツアーまたは情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行のうち、当社が旅行企画・実施するもの（以下「当社旅行企画・実施のオプションツアー」といいます。）の第19項の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱ひ、当該旅行企画・実施オプションツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施」または「観光観光」を明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の現地法人等である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- (ア) お申し込みは原則として現地となり、お支払いも現地となります。（一部日本にてお申し込み、お支払いもできるものもあります。）
- (イ) 契約は現地の法令または慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、お客様は旅行条件に同意したものとみなされ、当社の旅行条件は適用されません。
- (ウ) 契約の成立は、現地旅行会社等が承諾したときに成立します。
- (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申し込みの際、現地旅行会社等にご確認ください。
- (オ) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは情報保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第19項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います。
- 当社は、契約書面に「事前に情報提供」として可能なスポーツ等に記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加するお客様に発生した損害に対しては、当社が第19項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア) (イ) (ウ) (エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 旅行内容の重要な変更が起きた原因が以下によるものであることが明白な場合（ただし、サービスの提供が行われていたにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不具合が発生したとき（いわゆるオーバーブッキング等）による場合は除きます。）
- α. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
- β. 戦乱
- γ. 暴動
- δ. 官公署の命令
- e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の旅行計画によらない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置
- (イ) 第18項の規定に基づく当社の責任が明らかであること。
- (ウ) 第10項、第11項、第12項、第13項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であること。
- (エ) 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたこと。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行

契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者4名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金額による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第18項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金に当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

	変更補償金の額 ＝お支払い対象旅行代金×1件につき下記の率		
旅行開始当日が、変更補償金を支払う変更	旅行開始日より 前日までにお客様に 通知した場合	旅行開始日以 降にお客様に 通知した場合	
①契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1. 5%	3. 0%	
②契約書面に記載した観光施設（レストランを含みます）その他旅行の目的地の変更	1. 0%	2. 0%	
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1. 0%	2. 0%	
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1. 0%	2. 0%	
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0%	2. 0%	
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0%	2. 0%	
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0%	2. 0%	
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0%	2. 0%	

- 注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と契約に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱ひます。
- 注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合には、1泊につき1件として取り扱ひます。
- 注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備が高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5) 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱ひます。

24. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載した旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行日において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

25. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の依頼への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」（以下「通信契約」といいます）を条件に、「電話、郵便、ファクシムリ、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受ける場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由でお受けできない場合もあります。（所定の依頼に会員の署名をいただくクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。）
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
- (ア) 通信契約の申し込みの際し、会員は申し込みしうとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合は当社が受託したときに成立し、それ以外の通信手段による申し込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生したときに成立するものとします。
- (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出のあった日となります。

26. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用および別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買い物の際にはお客様が責任で購入していただきます。
- (3) 当社が募集型企画旅行契約により旅行を管理する義務を負う範囲は、出発（集合）してから、帰着（解散）するまでとなります。
- (5) 病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのがお実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するためには、別途の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。旅行傷害保険については販売店の係員にお問い合わせください。
- (6) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれ契約書面に明示します。

28. 弁済業務保証金制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会に保証社員となっております。当社と旅行契約を締結した旅行者は、その後の経過から当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からの支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

29. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスを提供し、そのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故及び費用等を担保する保険の手続上に必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空便番号等をあらかじめ電子的方法等で行うことにより提供いたします。お申し込みいただく際は、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2) このほか、当社は、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスののご案内、当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行商品、店舗に対する意見等アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはHP (<https://tec.nagoya.jp/docs/privacy.pdf>) でご確認ください。